大阪府認定こども園指導指針（案）

参考資料３

　この指針は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「法」という。）第３条第１項及び第３項の認定を受けた認定こども園、法第１６条第１項の届出により設置される幼保連携型認定こども園及び法第１７条第１項の設置認可を受けた幼保連携型認定こども園の運営に関する行政指導の指針を定めるものとする。

１　職員配置

　(1)　条例第５条第３項又は条例第３１条第３項の規定により、１学級の満３歳以上満４歳未満の子ども又は園児の数を３５人以下と知事が認めるに当たっては、当該学級について、少なくとも２人の職員に担当させることを求める。

　(2)　条例第６条第６項又は条例第３２条第５項に規定する調理員を配置するときは、保育を必要とする子ども又は園児の定員（以下「定員」という。）が４０人以下のときは１人以上の調理員、定員が４１人以上１５０人以下のときは２人以上の調理員、定員が１５１人以上のときは３人以上の調理員を配置することを求める。

２　教育及び保育の計画等

条例第１５条第１項又は条例第３８条第１項に規定する「全体的な計画」をはじめとする教育及び保育の計画等を作成するに当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２６年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第１号）で示す事項を踏まえ、次に掲げることを参考とすることを求める。

　(1)　感染症の発生予防に関し、「「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について」（平成２４年１１月３０日雇児保発１１３０第３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等の関係通知を参考とすること。

　(2)　環境及び衛生管理に関し、学校環境衛生基準（平成２１年文部科学省告示第６０号）を踏まえるものとし、また、「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」（平成２５年１０月２２日食安発１０２２第１０号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）、「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」（平成８年７月２５日社援施第１１７号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画・社会・援護局施設人材・老人保健福祉局老人福祉計画・児童家庭局企画課長連名通知）等の関係通知を参考とすること。

　(3)　事故防止及び安全対策に関し、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成２２年１月１９日雇児保発０１１９第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等の関係通知を参考とすること。

　(4)　食育の推進に関し、「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」（平成１６年３月２９日雇児保発第０３２９００１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）、「「第２次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」（平成２３年５月３１日雇児保発第０５３１第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）、「「保育所における食事の提供ガイドライン」について」（平成２４年３月３０日雇児保発０３３０第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等の関係通知を参考とすること。

　(5)　アレルギーへの配慮に関し、「「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について」（平成２３年３月１７日雇児保発０３１７第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等の関係通知を参考とすること。

３　情報開示

　　　条例第２０条第１項又は条例第４３条第１項に規定する情報開示を行う事項については、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第４７条第１項別表第１で掲げる事項とすることを求める。

４　教育及び保育の評価等

(1)　条例第２２条第１項に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育の評価等、又は法２３条第１項に規定する幼保連携型認定こども園の運営状況に関する評価等については、次に掲げるものを参考とすることを求める。

　ア　幼稚園における学校評価ガイドライン（平成２３年改訂、文部科学省策定）

　イ　学校教育自己診断実施要項（平成11年７月９日大阪府教育委員会策定）

　ウ　保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について（平成１７年５月２６日雇児保発第０５２６００１号・社援基発第０５２６００１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長・社会・援護局福祉基盤課長連名通知）

(2)　条例第２２条第１項に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育の評価等の対象については、認定こども園に固有の事情（教育及び保育並びに子育て支援に係る体制並びに職員等の連携体制等をいう。）に関するものが含まれていることを求める。

　(3)　条例第２２条第１項に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育の評価等を行った場合は、その結果を公表することを求める。

附　則

この指針は、平成１８年１０月３１日から施行する。

附　則

この指針は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

１　この指針は、平成　年　月　日から施行する。

２　この指針は、この指針の施行の日以降の新たな申請又は届出による認定又は設置で、認定又は設置の日が大阪府認定こども園の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成２６年条例第１７５号）の施行の日（本附則において「条例の施行日」という。）以降となる申請又は届出から適用し、認定の日が条例の施行日より前の日となる申請は改正前の指針を適用する。